

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 袖ヶ浦市

標準歳入(経常)	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	標準財政需要
14,065	-	767	14,832

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	21,782	21,086	696	601	680	8,795	
一般会計等	21,782	21,086	696	601		8,795	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金込額	備考
水道事業会計	1,683	1,718	△ 35	702	237	6,826	3,474	法適用
農業集落排水事業特別会計	607	600	7	7	121	1,330	1,275	
公共下水道事業特別会計	1,833	1,822	11	11	933	8,955	6,510	
国民健康保険特別会計	6,118	6,006	111	111	596	-	-	
老人保健特別会計	7	3	4	4	-	-	-	
後期高齢者医療特別会計	328	324	5	5	88	-	-	
介護保険特別会計	2,637	2,555	82	82	459	-	-	
公営企業会計等 計				922		17,111	11,259	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金込額	備考
君津中央病院企業団	16,908	16,616	292	4,378	-	21,888	1,904	法適用
君津広域水道企業団	6,363	5,065	1,298	4,332	-	19,472	143	法適用
君津都市広域市町村圏事務組合(一般会計)	328	315	13	13	-	15	3	
君津都市広域市町村圏事務組合(養護老人ホーム特別会計)	226	210	16	16	11	-	-	
君津都市広域市町村圏事務組合(心身障害児通園施設特別会計)	224	191	33	33	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,642	35,066	576	576	1,901	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理運営特別会計)	290	261	29	29	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	131	122	9	9	2	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通災害共済特別会計)	153	123	30	30	-	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	5,171	5,099	72	72	153	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	388,653	373,907	14,746	14,746	3,966	-	-	
一部事務組合等 計				24,234		41,375	2,050	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債権残高	当該団体からの債務保証に係る債務残高	一般会計等負担資本額	備考
袖ヶ浦市土地開発公社	2	143	5	-	1,415	221	-	-	
株式会社かずさアカデミアパーク	△ 107	△ 3,426	100	-	-	-	9	9	
地方公社・第三セクター等 計			105	-	1,415	221	9	9	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,932	3,505	△ 427
減債基金	507	510	3
その他充当可能基金	3,467	3,369	△ 98
充当可能基金 計	7,907	7,384	△ 523

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.20	4.04	0.84	△ 12.79	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	9.72	10.27	0.55	△ 17.79	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	4.2	3.9	△ 0.3	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	-	3.5	3.5	350.0					
財政力指数	1.39	1.33	△ 0.06						
経常収支比率	84.9	85.4	0.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。